



農業委員会だより



市川市農業委員会
会長 石橋 弘嗣

明けましておめでとうございます。
皆様には、健やかに新年を迎えられたことと、お喜び申し上げます。

また、日頃から農業委員会活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

昨年は、世界規模での地球温暖化による猛暑より、地球全体の生態系にも大きな変化をもたらし、本市の農作物へも多大な影響が及びました。

このような状況の中、地域の農業を守るため、地域ごとに将来の農地利用について「農地利用計画」を策定する作業を進めております。

農家の皆様におかれましては、策定に向けた協議の場に積極的にご参加いただき、安定した農業経営、しいては本市の農業発展のため、より一層のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

結びに皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



謹んで新年のお慶びを申し上げます

農業委員

石橋 弘嗣

小川 治夫

板橋 利行

石井 宏

小沢 伊知郎

朝倉 一江

太田 裕士

山野 孝一

岡崎 博一

神澤 晶子

農地利用最適化推進委員

平田 秀行

大滝 與鷹

久保田 章

富田 憲一

皆川 佳広

石井 悦史

農業委員・農地利用最適化推進委員一同

地域計画について



地域計画ってなに？

地域ごとに将来の農地利用について話し合い、その結果をまとめた「**農地利用計画**」です。
地域計画では、将来誰がどの農地を耕作していくかを示した「**目標地図**」も作成します。



なぜ作成するの？作成する**メリット**は？

地域単位で話し合い、課題や今後の農地利用を明確にし、**地域の農業を守るため**です。
計画が策定された地域や「**農業を担う者**」に位置付けされた方は、様々な支援を受けることが出来るなどの**メリット**があります。



※「農業を担う者」とは・・・

地域計画に記載された担い手のことで、国や県などの補助事業の中には「農業を担う者」に記載されていることを要件としているものもあります。

今後のスケジュール

協議の場

＜令和6年12月～＞

アンケートを基に作成した地図を確認しながら、地域ごとに将来の農地利用について話し合う。

将来の農地利用に大きく影響する大切な会議です。
是非、ご参加ください。

地域計画策定

＜令和7年3月ごろ＞

完成した地域計画は定期的に見直しを行います。

TEL 047(339)2511

市川市農業委員会事務局
JAいちかわ教育文化部

問合せ先・・・

- ③ 20歳以上60歳未満
- ② 年間60日以上農業に従事
- ① 国民年金第1号被保険者

**農業者年金で
安心して豊かな老後を！**



TEL 047-318-9188

問合せ先・・・市役所総務課

令和7年2月1日時点で経営している農業の種類や販売量などを把握する調査で、5年に一度全国的に行っています。
調査方法・・・インターネットまたは調査票での回答をお願いに、調査員がご自宅へ伺います。

把握する調査

農林業を営む方の実態を

農林業センサス

2025年

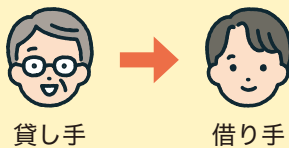


農地の貸し借りは 令和7年4月から 原則として農地バンク経由になります

農地の貸し借りを農地バンク経由に一本化し、農地バンクが分散した農地をまとめて借り受け、必要に応じて整備した上で農地の受け手（借り手）が使いやすい形で農地を貸し付けていきます。

＜現 行＞

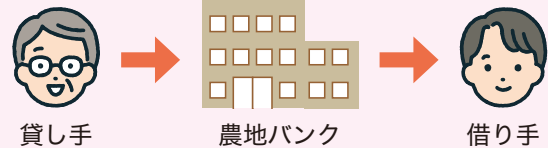
相対の農地の賃借
令和7年3月までは経過措置期間として
活用可能



＜令和7年4月以降＞

目標地図の実現に向けた
農地バンクによる農地の賃借

目標地図：地区計画に基づき作成した地域農業の未来設計図



● 農地バンク活用には各種メリットがあります！ ●

貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は貸付期間終了後返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- まとまった農地を、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合でも、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時対応は農地バンクが行ってくれる

地域のメリット

- 機構集積協力金が交付される（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

問合せ先

市川市農業振興課 TEL 047-711-1141
市川市農業委員会 TEL 047-712-5063

農地の賃借料調査にご協力をお願いいたします

農業委員会では、毎年、農地法第52条に基づき賃借料等の動向について調査し、農業者の方に情報を提供しております。

今年も農家台帳をもとに、農地を借りている耕作者の方に調査書を送りますので、ご協力をお願いします。

農地の適正な管理をお願いします………

近年、農業者の高齢化や離農などにより耕作されない農地が目立ってきています。

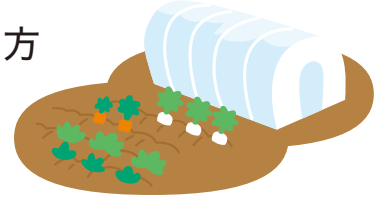
農地が遊休化すると雑草や雑木が繁茂し、火災や不法投棄、病害虫の発生原因となり、近隣住民や周辺の優良農地にも悪影響を及ぼします。

耕起や草刈り、除草等を行い、農地の適正な管理をお願いします。



相続登記とは別に

(農地法第3条の3)

農地を相続したときは届出が必要です**対象者** 相続等によって農地の権利を取得した方**届出先** 農地の所在する市町村の農業委員会**届出期間** 相続発生日からおおむね10か月以内

※届出を行わなかった場合、10万円以下の過料が課される可能性があります。

お問い合わせ先… 市川市農業委員会 電話047-712-5063 (直通)

農地の転用は

市街化区域内では**届出**、その他の区域では**許可**が必要です

分家住宅・店舗を建てたい

農地に植林したい

駐車場・資材置場にしたい



こんな時は農業委員会へ

◆ 編集後記 ◆

昨年の世相を表す漢字は「金」でした。

これは、オリンピック・パラリンピックなどスポーツ界での日本人選手の活躍や、佐渡島の金山が世界遺産に登録されたことなど光を表す「きん」と、裏金問題や闇バイト強盗事件、止まらない物価高騰など影を表す「かね」の2つの意味を示しているとのことでした。

今年の干支は「乙巳(きのと・み)」。多くの人のとって成長と結実の時期となる可能性が高いとも、長く隠されてきたものが露呈し劇的な変化が起きるともいわれています。

農業を取り巻く環境が改善し、明るい一年になることを切に願います。

◆◆◆ 全国農業新聞 ◆◆◆

全国農業新聞は、頑張る農業者の皆さんを応援しています。

◆発行日 毎週金曜日

◆購読料

月額700円

(送料、税込)

お申込みは、農業委員会事務局まで

047-712-5063

全国農業新聞

編集／発行 市川市農業委員会

〒272-0023 市川市南八幡二丁目20番2号 市役所第2庁舎 4階

電話047 (712) 5063

農業委員会だより編集委員

石橋 弘嗣

小川 治夫

板橋 利行

小沢伊知郎